年末年始ニ於ケル賃金支拂ニ関シ左ノ如シ

3. 工場方式　毎月二十五日締切ト致シ月末ニ支拂フ

4. 労働基準法ノ基本趣旨ニ基キ取扱ヒ致シ　尚基本給部分ニ於テ

昇給ヲ行ヒ（基本給ノ増額ヲ以テ）

（協調會勞働課）